

24年度 個別指導指摘事項②

平成24年度の個別指導指摘事項(医科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因があって指摘される場合が多い。特に検査・投薬・注射等は指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的なる是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

診療内容

A 基本診療料

1. 診療継続中の患者で、新たに発生した他傷病について再診料を算定すべきところ、初診料を算定している例が認められた。
2. やむを得ない事情で、看護に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与し再診料を算定する場合、診療録にその旨の記載がない例が認められたので改めること。
3. 再診料について、一連の診療行為であるにもかかわらず、同一日に2回算定している例が認められたので改めること。
4. 休日加算を算定すべきものを時間外加算として誤って算定している例が見られたので、適正に取り扱うこと。
5. 外来管理加算について、診療録に患者からの聴取事項や診察所見の要点記載が不十分な例が認められたので、改めること。
6. 外来管理加算について、診療録に患者からの聴取事項や診察所見の要点の記載がない例が認められたので、改めること。
7. 外来管理加算について、診療録に患者からの聴取事項や診察所見が記載されていない例が一部認められたので、改めること。

診療情報提供書の交付のみで算定している。患者の来院がなく家族に対して説明等を行っているものに対し算定している。

8. 外来管理加算について、診療録に算定したことが明記されていない例が多数認められたので、医師の指示により算定したことが明確になるよう診療録に

明記すること。

9. 入院診療計画書について、手休説明文書で代用されている例が一部認められたので改めること。

B 医学管理等

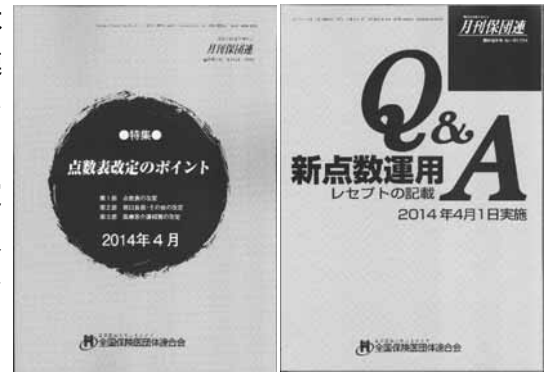
1. 特定疾患療養管理料について、患者の主病ではない疾病に対して算定している例が認められたので改めること。医師の指示により算定したことが明確になるよう診療録に算定項目を明記すること。診療録に「指導」の記載ではなく「特定疾患療養管理料」と記載すること。
2. 特定疾患療養管理料の診療録への管理内容の要点記載について、管理内容が画一的となっている例が散見されたので、患者個々の治療計画に基づいた内容となるよう改めること。管理内容の要点の記載が乏しい例が見られたので、改めること。管理内容の要点記載が不十分な例が認められたので改めること。管理内容の要点記載がない例が認められたので、改めること。
3. 悪性腫瘍特異物質治療管理料について、悪性腫瘍の確定診断がされた患者以外で算定している例が認められたので改めること。診療録に治療計画の要点記載がない例が認められたので、改めること。診療録に治療計画の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
4. 難病外来指導管理料について、診療録に診療内容の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
5. 生活習慣病管理料について、患者に交付すべき「生活習慣病療養計画書」が交付されていない例が認められたので改めること。また、当該計画書を患者に対し交付する場合は、患者署名欄、及び医師氏名欄に記名・押印、又は署名を行うこと。
6. 慢性疼痛疾患管理料について、マッサージ等による療法を行っていない例が認められたので、改めること。診療録に治療内容(療法等)の要点記載が不十分な例が認められたので改

新点数関係で配布の書籍

長野県保険医協会では診療報酬改定時に保団連発行の新点数関係書籍を会員に配布しています。

医科では「点数表改定のポイント2014年4月」及び「新点数運用Q&Aレセプトの記載2014年4月1日実施」の2冊を開業医会員に事前配布して、新点数検討会やQ&A説明会を実施してきています。勤務医会員には検討会や説明会に参加会員に会場配布の扱いです。

Q&A冊子の一部に不具合なお、Q&A冊子の一部で「ページが広範囲にわたって取れてしまう」と



B5サイズで発行の医科の新点数関係の書籍2冊

いった不具合が報告されています。お手持ちの冊子に不具合のある場合は、無料で冊子をお取替えします。該当の冊子をお持ちの方は、お手数でも不具合の状態及び冊数を協会(026-226-0086)までお知らせください。

歯科では、「2014年改定の要点と解説」を歯科会員に事前配布して



A4サイズで発行の歯科の新点数関係書籍2冊

新点数検討会を実施してきました。また「歯科保険診療の研究2014年」は連休前の4月下旬に歯科開業医会員に一斉配布の段取りです。同書籍は勤務医会員には会員価格で販売の扱いとなっており、別途同書籍の案内も予定しています。

めること。

7. 皮膚科特定疾患指導管理料について、診療録に診療計画及び指導内容の要点記載が不十分な例が認められたので改めること。
8. 薬剤情報提供料について、算定要件を満たさない不適切な例が認められたので改めること。

C 在宅医療

1. 在宅療養を提供する24時間連絡受付体制について、連絡担当者の医師または看護職員をあらかじめ指定した文書を、患者またはその看護を行う家族に対し文書提供すること。
2. 患者の求めに応じて24時間往診・訪問看護を行う場合、患者ごとに往診担当医の氏名・担当日、訪問看護の担当者の氏名・担当日を記載した文書を提供すること。
3. 在宅患者訪問診療料について、診療録への訪問診療の計画及び診療内容の要点記載が不十分な例が認められたので改めること。
4. 在宅自己注射指導管理料について、指示事項及び指示内容の要点記載が不十分な例が認められたので、改めるこ

と。診療録への指導内容の要点の記載が画一的な例が認められたので、改めること。診療録への指示事項及び指示内容の要点が整理して記載されていない例が認められたので、適切に記載すること。指示事項、指導内容の要点記載のない例が認められたので改めること。

5. 血糖自己測定器加算について、血糖自己測定記録が保存されていない例が認められたので改めること。血糖自己測定記録が診療録に添付されていない例が認められたので、診療録に血糖自己測定記録を添付して管理すること。
6. 在宅自己導尿指導管理料について、診療録に指導内容等の要点の記載がない例が認められたので、改めること。
7. 在宅患者訪問看護・指導料について、診療録への看護師又は准看護師に対して行った指示内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。
8. 訪問看護指示料について、交付した訪問看護指示書の写しが診療録に添付されていないので改めること。

「D 画像診断」以下は次号

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。3月中の申請での指定は医科4件と歯科1件。(氏名敬称略)

名称	診療科名 1	郵便番号	所在地	電話	開設者・管理者 2	従事 3	病床	指定日 4
おさだ形成・皮ふ科クリニック	形外 美外 皮 整外	380-0816	長野市三輪1317-10	026-232-4874	個人・長田 佳郎	常勤1	無	2014/4/1
やざわ虎クリニック	内 外	392-0022	諏訪市高島1丁目21-14	0266-58-8300	個人・矢澤 和虎	常勤1	無	2014/4/1
佐久平エンゼルクリニック	他 婦 婦人科(生殖医療)	385-0021	佐久市長土呂字宮ノ前1210-1	0267-67-5816	個人・政井 哲兵	常勤1	無	2014/4/1
みらい・そだちクリニック	精 心内	385-0051	佐久市中込3232-1	0267-77-7660	個人・高橋 淳	常勤1	無	2014/4/1
塩尻駅前なの花歯科クリニック	歯	399-0745	塩尻市大門桔梗町1-12 ステーションコーポ102コーポ1階1-B号	0263-53-7600	個人・山田 寛之	常勤1	無	2014/4/1

1診療科名は頭文字又は略記載。 2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 4指定期間は指定日より6年。